

【研究ノート】

『常陸国風土記』における倭武天皇

— 水を制する王 —

斎 藤 朋 誉

記紀とは異なる倭武像

『常陸国風土記』には、倭武天皇が多く登場する。「五風土記」において、「ヤマトタケル」の用例は二五例である。その内一四例が、『常陸国風土記』内に見られ、全用例の半数を超えている。また、『常陸国風土記』の地名起源譚四五例中で、倭武天皇の言動と関連を持つものは一六例存在し、凡そ三分の一を占める。『常陸国風土記』では倭武天皇を他の「風土記」よりも特別な存在として扱い、その役割も大きなものとして位置付けている。しかし、その倭武天皇に関する説話は記紀とは異なる。

その中の一つに、「相鹿」という地名が存在する。

此より南に、相鹿・大生の里あり。…（中略）…又、倭武の天皇の后、大橘比売の命、倭より降り来て、この地に參り遇ひたまひき。故れ、安布賀の邑と謂ふ。
（行方郡）

走水で入水し、命を落としたはずの大橘比売と倭武天皇とが、常陸国で再会しているのである。このような記紀とは異なる『常陸国風土記』での倭武天皇像には、どのような意義があるのか。

水を制する王としての倭武

また、常陸国久慈郡の「遇鹿（アフカ）」という土地でも、この古事記後日譚的な説話と、ほぼ同一の地名起源が存在する。この「相鹿」・「遇鹿」と呼ばれる土地の付近には、それぞれ「鯨岡（行方郡）」・「久慈里岡（久慈郡）」という土地が存在する。そのため、行方郡「相鹿」・「鯨岡」、久慈郡「遇鹿」・「久慈里岡」という地名の重複が存在していることになる。「久慈里岡」の地名起源にあたる記述部には、

古老の曰へらく、郡より南、近くに小さき丘あり、体、鯨鯢に似たり。倭武の天皇、因りて久慈と名づけたまふ。（久慈郡）

とある。倭武天皇関連の地名起源譚一六例中において、倭武天皇による直接の命名は、この地名重複の見られる「行方」と「久慈」の二例のみである。鯨は、『日本書紀』において、

尤好愛しかりき。時に、乘輿を停めて、水を覗で手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂れて沾ぢぬ。すなはち袖を漬する義に依りて、この國の名と為す。
（総記）

俱時に発船して、數里許に至る。送使難波、乃ち波浪に恐畏りて、高麗の二人を執へて、海に擲げ入る。八月の甲午の朔にして丁未に、送使難波、還り来て復命して曰さく、「海の裏に鯨魚の大きなる有りて、船と檍櫂とを遮へ囁ふ。難波等、魚の船を呑まむことを恐りて、入海ることを得ず」とまをす。

（『日本書紀』敏達天皇）

と表現され、水上での行動を制限せるもの、つまり、海難の象徴として用いられている。「鯨岡」・「久慈里岡」が海難のイメージを持つとすれば、古事記の入水後の倭武天皇との再会は、海難という海神による進行妨害の克服、見方を換えれば、水難を克服する象徴として捉えることができる。そして、『常陸国風土記』が、古事記の文脈を引き継いでいるということになるだろう。

このように、『常陸国風土記』の倭武天皇は、〈水を制する〉というイメージを持っている。倭武天皇の言動に關係する地名起源譚十六例中、水に關係するものは十例になる。例えば、

或るひと曰へらく、倭武の天皇、東の蝦夷の国を巡り狩はして、新治の県を幸過まししに、國の造毗那良珠の命を遣はしたまひて、新たに井を掘らしめしに、流るる泉淨く澄み、

とある。「ヒタチ」という国名に、井戸の新設という行為と、倭武天皇という存在が深く関わっていることが分かるだろう。そして、新設した井戸の水を倭武天皇が愛でることで、水による国占めの成功が表現されているのだ。

恐らく、元より土地の制圧の象徴であった倭武天皇が、水神の嫁たる大楠比売と再会したことによつて、倭武天皇に鎮水の力が付与され、『常陸国風土記』では〈水を制する王〉としての役割が生み出されたのだろう。

常陸国の治水事情

では、『常陸国風土記』にとつて、水とはどのような存在であったのか。水に關わる事業として、堤を擧げることができる。堤の用例は、『常陸国風土記』中において行方郡・香島郡・久慈郡の三例のみである。

行方郡では、説話中に夜刀神（蛇）が登場する。夜刀神は中央から派遣された役人たちの前に立ちはだかり、その場から動こうとしない。そのため、治水事業を妨害しているということになるだろう。香島郡では白鳥が登場し、人間に化けて堤製作に協力する。だが、その途中で堤が崩壊してしまい、その後、天に昇るとそれ以来帰ることは無かつた。これも治水の困難さが表現されている例として考えられる。久慈郡では、猿が群れ

をなして堤の近くの壁面に横穴を掘り、黄土を食べている。猿が食べている黄土の黄色は陰陽五行における「黄」だと考えられ、その「黄」は五行の「土」を表している。五行相剋からいえば、「土」は水を抑制する効果を持ち、治水にとつて有利な関係にある。猿がその土を食べているということは、これもまた治水を妨害している行為だと考えられるだろう。

堤の三例からは、治水が困難を要する事業であつたように表現されている。実際の治水事業も困難なものだつたのだろう。そのように考えると、〈水を制する王〉としての倭武天皇を登場させることで、困難である治水が潤滑に行えるよう願を込めるという『常陸国風土記』特有の構図が見えてくる。以上の理由から、『常陸国風土記』内で倭武天皇が〈水を制する王〉として設定されていると考えてみたい。

(本学大学院修士一年)